

市民憲章、総合計画について

1 市民憲章について

全国の市民憲章は、まちづくりの目標を示すものと市民の行動規範を示すものに大別される。

花巻市民憲章は、花巻市民として誰もが住み良いと思えるようなまちにしていくための指針や目標となるものであり、市民の行動規範としての性格を有することから、まちづくり基本条例との整合性を図る必要がある。ただし法規としての条例とは、市民の行動規範という性質の違いがあり、どちらかが上位に位置するというものではない。

(参考) 花巻市民憲章

わたくしたちは、花巻市民としての誇りをもち、早池峰の風かおる豊かな自然と文化を大切にし、力を合わせて明るいイーハトーブの実現をめざします。

1. じょうぶなからだを持ち 深い知性を育てます
1. すすんで働き 豊かなまちをつくります
1. ひととふるさとを愛し 世界への眼をひらきます

2 基本構想（総合計画）について

総合計画は、地方自治法第2条第4項により策定を義務付けられている基本構想と、この基本構想に基づき策定される基本計画、実施計画により構成されている。花巻市総合計画は、目指すべき将来都市像と、それを実現する政策を体系化し、総合的かつ計画的な市政運営の指針として策定したものであり、分野ごとの政策内容や実現するための施策、目標年次、実施方法等を具体的に示されている。

まちづくり基本条例は、こうした政策の推進過程全般における市政運営の原則のほか、まちづくりの基本原則や市民の権利、責務、市議会や市の執行機関の組織や運営に関する事項等、まちをつくるための手段が詳細に規定されることから、この条例に規定される制度・手続きは総合計画の策定を規律することとなる。

(参考) 花巻市基本構想（平成19年度～27年度）

将来都市像

「早池峰の風薫る 安らぎと活力にみちた イーハトーブはなまき」

まちづくりの基本理念

- 1 強くて優しいまちづくり
- 2 市民参画・協働のまちづくり

将来像の実現に向けた政策

- 1 地域資源の連携強化で産業振興のまちづくり
- 2 交流・移住人口増加で訪れたい・住みたいまちづくり
- 3 保健・医療・福祉のネットワーク拡充で安心のまちづくり
- 4 地域で支える子育てと教育のまちづくり
- 5 都市内分権構築で市民参画・協働のまちづくり
- 6 市民本位の行政のまちづくり